









会 議 記 録

作成日時 平成 26 年 6 月 2 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	係 長	作成者
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会 幹事会（第6回）」					
日 時	2014 年（平成 26 年） 6 月 2 日（月） 14:00～14:30					
場 所	米海軍横須賀基地司令部 1 階会議室					
会議出席者	（米軍）清水米海軍横須賀基地司令部民事部長 （国）南関東防衛局 深澤企画部長、長谷川管理部長、堀内企画部次長、山口地方調整課基地対策室長 （市）小田副市長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹 （県）（オブザーバー）太田政策局参事監兼基地対策部長、森基地対策課主査、信太主任主事					
内 容	6 月 2 日に開催された「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会幹事会（第6回）」の概要 1 共同使用の基本方針について 国：日米地位協定に従い共同使用を開始するにあたり、次のとおり基本方針の協議中であるところ、この場で確認を行うこととしたい。 ① 共同使用区域は、今後実施される日米合同委員会合意及び現地実施協定で認められる範囲において、逗子市が公園として管理する。 ② 逗子市は、共同使用区域北側地区への通行を含め米側の共同使用区域への立ち入りを制限しない。 ③ 逗子市は、米側にかかる運動施設、駐車場等の使用料を徴収しない。 ④ 逗子市は、米側の運動施設の使用について、これまでと同様の使用を確保する。 ⑤ 共同使用区域の維持管理にかかる費用については、原則として全て逗子市が負担する。 ⑥ 共同使用区域内で発生した人身傷害、財産損害については、日米地位協定第 18 条に係る事案を除き、逗子市が責任を持つ。 市：基本方針については了解した。詳細については、基本方針に基づき引き続き協議していくこととしたい。なお、運動施設の使用については、共同使用開始後の市、米側双方の使用実績等を踏まえ一定期間経過後に改めて協議し、必要に応じ見直すこととしたい。 米：共同使用にあたっての基本方針については了解した。詳細について、引き続					








内 容	
	<p>き協議していくこと、また、運動施設の使用について、一定期間経過後に改めて協議し、必要に応じて見直すことについて同意する。</p> <p>2 共同使用にかかる公園の管理について</p> <p>(1) 逗子市による公園の管理について</p> <p>市：市は共同使用開始後、共同使用区域を（仮称）池子の森自然公園として開園し、市のほかの公園と同様、市条例や利用のルール等に基づいて管理をしていくこととしている。公園の利用方法や施設等の維持管理方法については、共同使用の基本方針を踏まえ策定することとし、詳細については、引き続き協議したい。</p> <p>米：米側としても先ほど了解した共同使用の基本方針を踏まえ公園の利用を行うこととなる。米側・市双方にとってよりよい公園となるよう、引き続き協議していきたい。なお、米側としても公園の利用にあたっては、共同使用の基本方針を踏まえて作成される市が定める規則等を最大限尊重することとしたい。</p> <p>国：国としても、米側・市双方にとってよりよい公園となるよう、協議の進展に協力したい。</p> <p>(2) 米側車両の共同使用区域内の通行にかかる安全対策について</p> <p>国：米側車両の共同使用区域内の通行にかかる安全対策については、第3回三者協議会において米軍トラックの公園開園時間中の北側倉庫等への通行にあたっては、米側ができる限り事前に市側へ通行予定を連絡することとし、市はそれを受け公園利用者へ注意喚起等必要な対応をとること、また、米側においては、車両通行の際、公園利用者の安全に配慮して徐行するなどの安全対策の徹底について詳細について協議していくこととしていたが、米側においては共同使用区域内を通行する際には全ての米側車両が徐行を徹底することとし、逗子市においては公園内で車両の通行がある旨を、看板の設置や公園の放送設備により公園利用者に注意喚起を行うこととし、詳細については引き続き調整を進めることとしたい。</p> <p>市：公園開園後の車両通行にかかる市・米側双方の利用者の安全確保について、米側、国のご協力をお願いしたい。</p> <p>米：公園内の車両の通行にかかる安全対策については、今後とも協議していきたい。</p> <p>3 共同使用にかかる公園の整備等について</p> <p>(1) ユーティリティについて</p> <p>国：共同使用区域内の電気、水道、下水道等のユーティリティについては、第3回三者協議会で協議したところであるが、水道については国において共同使用開始までに共同使用区域内への水道配管を米軍専用区域への配管と切り分ける工事を実施するものとする。その他、ユーティリティにかかる詳細については、引き続き調整していくものとする。</p> <p>市・米：賛同する。引き続き調整していくこととしたい。</p>

<p>内 容</p>	<p>(2) 公園施設等の整備について</p> <p>市：市は公園開園にあたり、ユーティリティ、管理事務所として使用する池子遺跡群資料館の給湯設備切替え、通信設備の設置、備品等の設置、正面ゲート設置、駐車場管制設備、400mトラック入口ゲート設置、多機能トイレ整備、サイン設置、放送設備設置、管理資材置き場、野球場防球ネット増設等の整備を順次実施したいと考えている。</p> <p>今年度は、400mトラック入口ゲート設置、サイン設置工事、放送設備設置工事及び27年度に整備する予定の多機能トイレ、公園管理資材置き場等の建築設計業務委託を予定しており、これまでの調整を踏まえ6月議会に補正予算案を上程しているところである。なお、正面ゲートの整備については引き続き調整することとしたい。</p> <p>また、共同使用の開始にあたり、市は緑地エリアの利用方針を定めるため、季節ごとに自然環境調査を行うこととしており、共同使用開始前の実施を含めた調整を進め、できるだけ早期に着手したい。</p> <p>米：市が公園の整備を実施するにあたっては、今後も事前に米側と必要な調整を行い、米側の同意を得ることが必要となる。</p> <p>また、市の自然環境調査の必要性は理解するので、実施にむけて調整を進めたい。</p> <p>国：国としても施設整備等にかかる調整や早期の自然環境調査の着手に向け、協力したい。</p> <p>4 今後のスケジュールについて</p> <p>国：本共同使用に関しては、三者協議会で引き続き協議を進めるとともに、今後日米合同委員会の承認、閣議決定及び政府間協定を経て米側、市及び当局の三者間で現地実施協定を締結し、その後、当局より一時使用許可がなされることとなる。</p> <p>なお、現地実施協定が締結されないと共同使用の開始には至らない。</p> <p>市：市は平成26年度中の共同使用開始・(仮称)池子の森自然公園の開園を目指しており、その実現に向け、ご協力をお願いする。</p> <p>米：米側としても、実現に向け協力していきたい。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 移設工事等の進捗について</p> <p>国：境界フェンスの設置工事が一部を除き平成26年3月に完了した。</p> <p>また、管理事務所等の建設工事については9月末までの予定であり、現在のところ順調に進捗している。</p> <p>国としては、今後とも早期の共同使用開始に向け、移設工事等の進捗に最大限努力していく。</p> <p>市：移設工事が順調に進捗していることは、共同使用開始に向け着実に進んでいるものととらえており、感謝する。</p> <p>今年度中の共同使用開始、(仮称)池子の森自然公園の開園に向け、引き続きご協力をお願いする。</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>(2) 米側車両検査場の残置について</p> <p>国：本共同使用に関しては、平成 24 年 4 月 26 日開催の施設整備移設部会において、スクールバス駐車場の移設整備を除く共同使用にかかる要件をすべて満たすことが共同使用を開始する条件である旨合意されていたところ、早期に共同使用を開始するため、平成 25 年 4 月 3 日の施設整備移設部会において「正面ゲートの一部の施設については既存管理事務所を撤去後に整備する必要があることから、当該部分の工事の完了が共同使用の開始に影響しないよう、合意の一部を変更し正面ゲートの一部の施設（車両検査場）については、共同使用開始後速やかに完成させる」こととされたところである。</p> <p>しかし、新しい施設が完成するまでの間も車両検査の実施が必要であることから、施設完成までの間、公園利用者に極力影響を与えないよう十分に配慮しつつ、共同使用区域内において引き続き車両検査を実施することとしたい。具体的な位置等については、現地で調整することとしたい。</p> <p>米：車両検査場の位置及び運用にあたっては、公園利用者の利用の妨げにならないよう、最大限配慮したい。</p> <p>市：車両検査場の位置及び運用については、公園利用者の妨げにならないよう、また、可能な限り設置の期間を短くする等、最大限の配慮をお願いする。</p> <p>(3) 防災施設の整備に関する現地実施協定の締結について</p> <p>米：池子住宅地区及び海軍補助施設内に所在する調整池、水路、運動場については、平成 11 年 11 月 18 日の日米合同委員会での合意により、日本政府より提供を受けたところであるが、防災施設の整備についてはこれまで市との間で現地実施協定が締結されていないことから、速やかに現地実施協定を締結することとしたい。</p> <p>国：「池子住宅地区及び海軍補助施設に建設した施設の提供」に関して、「防災施設としての調整池、水路及び附帯施設にかかる全ての管理、整備及び修理は逗子市の責任で実施される」ことについて国から市に対し照会を行い、市からは平成 11 年 10 月 6 日付で「異議のない旨」回答があり、その後施設の提供について日米合意された経緯があり、防災施設としての調整池等の管理等についても取り決めをしておくことが望ましいと考える。</p> <p>市：今後、防災施設としての整備に関する必要な事項について協議を進め、現地実施協定を結ぶことに同意する。</p> <p>国：</p> <p>本日の議題については、6月3日（火）午後2時より、逗子市役所において第4回三者協議会を開催し、協議することとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
------------	---

会 議 記 録

作成日時 平成 26 年 6 月 3 日
担当課 基地対策課

市長	副市長	部長	次長	課長	係長	作成者
						
合 議 秘書広報課長						
件 名	「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会（第4回）」					
日 時	2014 年（平成 26 年）6 月 3 日（火） 14:00～14:45					
場 所	逗子市役所 3 階庁議室					
会議出席者	（米軍）グレニスター米海軍横須賀基地司令官、清水民事部長 （国）丸井南関東防衛局長、長谷川管理部長、堀内企画部次長 （市）平井市長、小田副市長 （県）（オブザーバー）黒川副知事、太田政策局参事監兼基地対策部長					
市担当者	平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
内 容	6 月 3 日に開催された「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地の在り方等に関する逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会（第4回）」の概要 （司会 南関東防衛局堀内企画部次長） 各機関代表者あいさつ （議題） 1 共同使用の基本方針について 国：日米地位協定に従い共同使用を開始するにあたり、次のとおり基本方針の協議中であるところ、この場で確認を行うこととしたい。 ① 共同使用区域は、今後実施される日米合同委員会合意及び現地実施協定で認められる範囲において、逗子市が公園として管理する。 ② 逗子市は、共同使用区域北側地区への通行を含め米側の共同使用区域への立ち入りを制限しない。 ③ 逗子市は、米側にかかる運動施設、駐車場等の使用料を徴収しない。 ④ 逗子市は、米側の運動施設の使用について、これまでと同様の使用を確保する。 ⑤ 共同使用区域の維持管理にかかる費用については、原則として全て逗子市が負担する。 ⑥ 共同使用区域内で発生した人身傷害、財産損害については、日米地位協定第 18 条に係る事案を除き、逗子市が責任を持つ。					









<p>内 容</p>	<p>市：基本方針については了解した。詳細については、基本方針に基づき引き続き協議していくこととしたい。なお、運動施設の使用については、共同使用開始後の市、米側双方の使用実績等を踏まえ一定期間経過後に改めて協議し、必要に応じ見直すこととしたい。</p> <p>米：共同使用にあたっての基本方針については了解した。詳細について、引き続き協議していくこと、また、運動施設の使用について、一定期間経過後に改めて協議し、必要に応じて見直すことについて同意する。</p> <p>2 共同使用にかかる公園の管理について</p> <p>(1) 逗子市による公園の管理について</p> <p>市：市は共同使用開始後、共同使用区域を（仮称）池子の森自然公園として開園し、市のほかの公園と同様、市条例や利用のルール等に基づいて管理をしていくこととしている。公園の利用方法や施設等の維持管理方法については、共同使用の基本方針を踏まえ策定することとし、詳細については、引き続き協議したい。</p> <p>米：米側としても先ほど了解した共同使用の基本方針を踏まえ公園の利用を行うこととなる。米側・市双方にとってよりよい公園となるよう、引き続き協議していきたい。なお、米側としても公園の利用にあたっては、共同使用の基本方針を踏まえて作成される市が定める規則等を最大限尊重することとしたい。</p> <p>国：国としても、米側・市双方にとってよりよい公園となるよう、協議の進展に協力したい。</p> <p>(2) 米側車両の共同使用区域内の通行にかかる安全対策について</p> <p>国：米側車両の共同使用区域内の通行にかかる安全対策については、第3回三者協議会において米軍トラックの公園開園時間中の北側倉庫等への通行にあたっては、米側ができる限り事前に市側へ通行予定を連絡することとし、市はそれを受け公園利用者へ注意喚起等必要な対応をとること、また、米側においては、車両通行の際、公園利用者の安全に配慮して徐行するなどの安全対策の徹底について詳細について協議していくこととしていたが、米側においては共同使用区域内を通行する際には全ての米側車両が徐行を徹底することとし、逗子市においては公園内で車両の通行がある旨を、看板の設置や公園の放送設備により公園利用者に注意喚起を行うこととし、詳細については引き続き調整を進めることとしたい。</p> <p>市：公園開園後の車両通行にかかる市・米側双方の利用者の安全確保について、米側、国のご協力をお願いしたい。</p> <p>米：公園内の車両の通行にかかる安全対策については、今後とも協議していきたい。</p> <p>3 共同使用にかかる公園の整備等について</p> <p>(1) ユーティリティについて</p> <p>国：共同使用区域内の電気、水道、下水道等のユーティリティについては、第3回三者協議会で協議したところであるが、水道については国において共同使用開始までに共同使用区域内への水道配管を米軍専用区域への配管と切り分ける工事を実施する方向としたい。ユーティリティにかかる詳細については、引き続き調整していくものとする。</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>市・米：賛同する。引き続き調整していくこととしたい。</p> <p>(2) 公園施設等の整備について</p> <p>市：市は公園開園にあたり、ユーティリティ、池子遺跡群資料館の給湯設備切替え、通信設備の設置、備品等の設置、正面ゲート設置、駐車場管制設備、400mトラック入口ゲート設置、多機能トイレ整備、サイン設置、放送設備設置、管理資材置き場、野球場防球ネット増設等の整備を順次実施したいと考えている。</p> <p>今年度は、400mトラック入口ゲート設置、サイン設置工事、放送設備設置工事及び27年度に整備する予定の多機能トイレ、公園管理資材置き場等の建築設計業務委託を予定しており、これまでの調整を踏まえ6月議会に補正予算案を上程しているところである。なお、正面ゲートの整備については引き続き調整することとしたい。</p> <p>また、共同使用の開始にあたり、市は緑地エリアの利用方針を定めるため、季節ごとに自然環境調査を行うこととしており、共同使用開始前の実施を含めた調整を進め、できるだけ早期に着手したい。</p> <p>米：市が公園の整備を実施するにあたっては、今後も事前に米側と必要な調整を行い、米側の同意を得ることが必要となる。</p> <p>また、市の自然環境調査の必要性は理解するので、実施にむけて調整を進めたい。</p> <p>国：国としても施設整備等にかかる調整や早期の自然環境調査の着手に向け、協力したい。</p> <p>4 今後のスケジュールについて</p> <p>国：本共同使用に関しては、三者協議会で引き続き協議を進めるとともに、今後日米合同委員会の承認、閣議決定及び政府間協定を経て米側、市及び当局の三者間で現地実施協定を締結し、その後、当局より一時使用許可がなされることとなる。</p> <p>なお、現地実施協定が締結されないと共同使用の開始には至らない。</p> <p>市：市は平成26年度中の共同使用開始・(仮称)池子の森自然公園の開園を目指しており、その実現に向け、ご協力をお願いする。</p> <p>米：米側としても、実現に向け協力していきたい。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 移設工事等の進捗について</p> <p>国：境界フェンスの設置工事が一部を除き平成26年3月に完了した。</p> <p>また、管理事務所等の建設工事については9月末までの予定であり、現在のところ順調に進捗している。</p> <p>国としても26年度中に共同使用が実施できるよう、今後とも早期の共同使用開始に向け、移設工事等の進捗に最大限努力していく。</p> <p>市：移設工事が順調に進捗していることは、共同使用開始に向け着実に進んでいるものととらえており、感謝する。</p> <p>今年度中の共同使用開始、池子の森自然公園の開園に向け、引き続きご協力をお願いする。</p>
------------	--

内 容	
	<p>(2) 米側車両検査場の残置について</p> <p>国：本共同使用に関しては、平成 24 年 4 月 26 日開催の施設整備移設部会において、スクールバス駐車場の移設整備を除く共同使用にかかる要件をすべて満たすことが共同使用を開始する条件である旨合意されていたところ、早期に共同使用を開始するため、平成 25 年 4 月 3 日の施設整備移設部会において「正面ゲートの一部の施設については既存管理事務所を撤去後に整備する必要があることから、当該部分の工事の完了が共同使用の開始に影響しないよう、合意の一部を変更し正面ゲートの一部の施設（車両検査場）については、共同使用開始後速やかに完成させる」こととされたところである。</p> <p>しかし、新しい施設が完成するまでの間も車両検査の実施が必要であることから、施設完成までの間、公園利用者に極力影響を与えないよう十分に配慮しつつ、共同使用区域内において引き続き車両検査を実施することとしたい。具体的な位置等については、現地で調整することとしたい。</p> <p>米：車両検査場の位置及び運用にあたっては、公園利用者の利用の妨げにならないよう、最大限配慮したい。</p> <p>市：車両検査場の位置及び運用については、公園利用者の妨げにならないよう、また、可能な限り設置の期間を短くする等、最大限の配慮をお願いする。</p> <p>(3) 防災施設の整備に関する現地実施協定の締結について</p> <p>米：池子住宅地区及び海軍補助施設内に所在する調整池、水路、運動場については、平成 11 年 11 月 18 日の日米合同委員会での合意により、日本政府より提供を受けたところであるが、防災施設の整備についてはこれまで市との間で現地実施協定が締結されていないことから、速やかに現地実施協定を締結することとしたい。</p> <p>国：「池子住宅地区及び海軍補助施設に建設した施設の提供」に関して、「防災施設としての調整池、水路及び附帯施設にかかる全ての管理、整備及び修理は逗子市の責任で実施される」ことについて国から市に対し照会を行い、市からは平成 11 年 10 月 6 日付で「異議のない旨」回答があり、その後施設の提供について日米合意された経緯があり、防災施設としての調整池等の管理等についても取り決めをしておくことが望ましいと考える。</p> <p>市：今後、防災施設としての整備に関する必要な事項について協議を進め、現地実施協定を結ぶことに同意する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

面 談 記 録

平成 26 年 6 月 4 日
担当課 基地対策課

市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	係 長	係
						
合 議 秘書広報課長 						
件 名	池子住宅地区（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更について					
日 時	2014 年（平成 26 年） 6 月 4 日（水） 10:30～11:00					
場 所	市役所市長応接室					
相手方（出席者）	南関東防衛局 深澤企画部長、信太地方調整課長、山本基地対策室基地対策第 2 係長					
市 側（出席者）	平井市長、小田副市長、平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹					
記 録 者	佐藤基地対策課副主幹					
内 容	<p>南関東防衛局 深澤企画部長が、横浜市域における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更について説明するため来庁したもの。</p> <p>企画部長： 池子住宅地区の横浜市域における家族住宅等の建設については、本年 4 月 17 日の日米合同委員会合意を踏まえ、日米間で協議を重ねてきたところ、家族住宅等の基本配置計画案について、日米間で認識の一致を見たことから、ご説明に伺った。 (基本配置計画案について資料に沿って説明)</p> <p>市長： 横浜市域の住宅建設に関しては、逗子市としては言及をしないこととしており、配置計画案の変更については参考ということでお伺いするが、交通問題については多くの市民が懸念しており、適切な配慮をお願いしたい。</p> <p>企画部長： 市が懸念される交通問題については、家族住宅建設に係る工事計画の作成に当たり、①造成工事に伴う切盛土砂について場内で搬出入土量のバランスをとることにより、工事用車両の出入りを少なくする、②一般車両や歩行者が輻輳する場所には交通整理員を配置する、③特に児童の通学時間帯における工事用車両の通行にはできる限り配慮するなど、十分な安全対策を講ずることにより、周辺地域の交通等に極力影響を及ぼすことのないよう、適切に対応してまいりたい。</p>					

内 容	<p>市長： 工事用車両が通行するルート、台数等については十分ご検討いただき、また、入居後の居住者の交通対策についても、適切な対策をご検討願いたい。</p> <p>企画部長： 今後検討してまいりたい。</p> <p>市長： トンネルについてはどのような状況か。逗子市側においても行われることであり、計画等について早期にお示しいただきたい。</p> <p>企画部長： トンネルについては、今回の基本配置計画案では変更はないが、家族住宅戸数や配置の変更を踏まえ、米軍とも調整し、基本配置検討・基本設計を進め、具体的な内容について適切な時期に改めてご説明したい。</p> <p>市長： 今後のスケジュールはどうなっているか。</p> <p>企画部長： 今後の予定としては、今回の基本配置計画案を踏まえ、環境影響評価、基本設計、実施設計等を行っていく考えである。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
-----	---